

# 働き方改革関連法の周知の取組方針

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が本年6月29日に成立、7月6日公布。

## ポイント

- 1.労働時間法制の見直し
- 2.同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止
- 3.年次有給休暇の取得の義務化 等
- 4.施行期日
  - (1) 労働時間法制の見直し 2019年4月1日  
(中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日)
  - (2) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 2020年4月1日  
(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日)
  - (3) 年5日間の年次有給休暇の取得の義務化 2019年4月1日



## 課題

- 1.山形県の大多数を占める中小企業・小規模事業者の方への周知
- 2.改正内容の丁寧なわかりやすい説明
- 3.働き方改革に取り組む小規模事業者の負担軽減のための支援策の周知
- 4.施行時期を踏まえた十分な周知

# 課題に対する取組方針

## 課題①に対する取組

- 事業主団体に加入する中小企業・小規模事業者
  - ・商工会議所・商工会等事業主団体を通じた周知  
(広報誌、団体のHP、各種会合、勉強会等への労働局・監督署からの講師派遣)
- 事業主団体等に加わっていない中小企業・小規模事業者
  - ・山形県メールマガジン、各市町村の広報紙による周知
  - ・山形労働局ホームページを活用した周知
  - ・業所管官庁を通じた周知 (各種説明会、連絡物配布などの機会を活用した周知を依頼)
  - ・金融機関との協定に基づく周知依頼
  - ・社会保険労務士会との協定(予定)に基づく周知依頼

(参考) 官邸WGが整備した「周知ルート」の活用

※周知ルート：社労士会、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、銀行協会、信用金庫協会、信用組合協会、ゆうちょ銀行、日本政策金融公庫、信用保証協会、商店街振興組合、市町村、行政相談センター、金融機関、政府系金融機関、日本税理士会各税理士会、中小企業診断士協会、労働保険事務組合、農業協同組合中央会、漁業協同組合

## 課題②に対する取組

- ア 説明会(11月~12月、県内4地域で計5回、労働基準法、労働安全衛生法を中心に)の開催
- イ 説明会(1月、県内4地域で計4回、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を中心に)の開催
- ウ 厚生労働省及び中小企業庁が実施している中小企業向けの支援策の簡易版の作成・配布・HP掲載
- エ 山形県働き方改革推進支援センターによる相談対応、セミナー・出張相談会の開催、専門家派遣の実施

## 課題③に対する取組

- ア 労働基準監督署「労働時間相談・支援コーナー」での周知
- イ 山形県働き方改革推進支援センターの相談対応、セミナー・出張相談会の開催、専門家派遣の実施
- ウ 業種別マニュアル(厚生労働省作成)の業種団体への配布
- エ 厚生労働省及び中小企業庁が実施する中小企業向けの支援策の簡易版の作成・配布・HP掲載
- オ 説明会(11月~1月、県内4地域、計9回開催)開催時に中小企業向け支援策の説明

